

税関様式B第 1070 号
平成 年 月 日

税 関 長 殿

営 業 明 細 書

申 請 者

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

（注） 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載してください。

（規格 A 4）

I 組織関係（営業明細書）

1	本店(社)	氏名・名称	所在地	代表(責任)者	通関士
2	営業所				
3	設立年月日		4	年間通関取扱 見込件数	輸出申告 輸入申告
5	組織の種類	株式 合名 合資 合同 有限 組合 個人			
6	兼業の状況	・ 倉庫業 ・ 航空運送事業 ・ その他 ()	・ 港湾運送事業 ・ 貨物利用運送事業	・ 海上運送事業	
7	提携企業の名称	(1)	(2)	(3)	(4) (5)
8	組織図				

- (注) 1. 「2」欄には、通関業務を行う営業所のみを記入してください。ただし、営業所（又は主たる営業所）が本店内に所在するときは、氏名・名称及び所在地は「〃」で表示し、責任者及び通関士の氏名を記入してください。
2. 「5」～「6」欄は、該当箇所を○で囲んでください。
3. 「7」欄には自己が下請関係にある親企業、自己が親企業関係にある下請企業等の名称を記入してください。
4. 「8」欄には企業の組織を最下部まで解りやすく図示し、組織単位ごとに人員を付記してください。
5. 計上時点は、申請時点とします。

(規格A4)

II 従業員関係（営業明細書）

		通 関 業 務（見込み）					兼業を含む通関業者全体
		役 員	営業所責任者	通関士	その他の通関業務の従業者	計	
従業員数	配置						
	実働						
平均経験年数（年）							

- (注) 1. 「通関士」が「役員」又は「営業所責任者」を兼ねる場合には、「通関士」の欄に計上し、「役員」又は「営業所責任者」の「配置」欄に（ ）書きでその人員を計上してください。
2. 「営業所責任者」が「役員」である場合も上記（1）に準じ、「営業所責任者」欄に計上し、「役員」の「配置」欄に（ ）書きでその人員を計上してください。
3. 「配置」と「実働」の記入は、例えば、通関士甲乙2名が配置されており、そのうち、甲は通関業務を専担し、乙は通関業務を50%、総務部門を50%担当しているような場合、「配置」欄には「2」、「実働」欄には「1.5」と記入してください。
4. 「平均経験年数」は配置人員について記入し、経験年数は通関業務（他の通関業者の通関業務に従事していた場合を含む。）のみの経験年数を記入してください。この場合、小数点以下2位を四捨五入し、小数点以下1位までを計上してください。
5. 計上時点は、申請時点とします。

(規格A4)

Ⅲ 資産関係（営業明細書）

（単位：千円）

1	資本金					
2	資 産	(1) 流動資産		(2) 固定資産		
3	負 債	(1) 流動負債		(2) 固定負債		
4 許可に係る税関管内の全営業所の固定資産						
内 訳	部門別	通関業務部門		兼 業 部 門		合 計
		数量	価 格	数量	価 格	数量
	土 地					
	事 務 所					
	倉 庫 ・ 上 屋					
	その他の建造物					
	ト ラ ッ ク					
	乗 用 車					
	二 輪 車					
	船 舶					
	大型荷役機械					
	電 子 計 算 機					
	そ の 他					
	合 計					

- (注) 1. 「1」～「3」欄は企業全体のそれを記入してください。
2. 「4」については、経理組織等の関係で困難な場合には、通関業務を行う営業所に係る部分のみ対象として計上して差し支えないものとし、また、設備が確定していない場合には、設備される予定の見込資産を計上してください。
内訳の「その他」には、記載されているもの以外に主な資産がある場合に記載してください。
3. 固定資産の価格は、帳簿価格によるものとします。
4. 計上時点は、最近の決算日とします。

(規格A4)

IV 損益関係（営業明細書）

項 目	事業全体 (最近の事業年度の計)	通関業部門 (許可後1年間の見通し)
営業収入総額		
同 支出総額		
内 訳 { 人件費 物品費等		
営業利益		
営業外収入		
営業外費用		
純利益		
法人税		
税引純利益		

(注) 1. 「事業全体」については、原則として営業全体を対象に含めるものとするが、経理組織等の関係で困難な場合には、通関業務を営もうとする営業所に係る部分のみを対象として差し支えありません。この場合には、その旨を注書してください。

また、事業年度については、1年以内に2以上の事業年度があるときは、これらを通じた期間とします。

2. 「通関業部門」の「営業外収入」欄には、通関業者が専業者である場合又は通関業がその主たる事業である場合にのみ記入してください。なお、この場合の金額は、当該企業全体の分とします。

3. 「通関業部門」の「法人税」の額は、事業全体の法人税に係る実行税率により推定して計算のうえ記載してください。

4. 本様式には、当該業者にかかる最近の事業年度の損益計算書及び貸借対照表を添付してください。

(規格A4)